

船舶事故等調査報告書

平成26年3月27日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2013門第139号
事故等種類	運航不能（船外機故障）
発生日時	平成25年9月18日 03時00分ごろ
発生場所	大分県津久見市楠屋埼北西方沖 楠屋埼灯台から真方位310° 2,200m付近 (概位 北緯33° 08.3′ 東経131° 53.8′)
事故等調査の経過	平成25年10月15日、本インシデントの調査を担当する主管調査官（門司事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報	
船種船名、総トン数	漁船 清漁丸、1.0トン
船舶番号、船舶所有者等	OT3-60404（漁船登録番号）、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定
死傷者等	なし
損傷	‘船外機のシフトレバーとシフトカムとを連結している金具’（以下「連結金具」という。）が破断
事故等の経過	本船は、船長が1人で乗り組み、楠屋埼北西方沖において、船外機を運転しながら、一本釣りを行っていたところ、平成25年9月18日03時00分ごろ船外機が前後進できなくなった。 本船は、携帯電話、無線機等の通信手段がなく、また、水深約20mの海底に重量約4～5kgの錨を投入し、錨索を約30m伸出したが、効果がなく、漂流を始めた。 本船は、大分県佐伯市鶴御埼沖を漂流中、19日11時40分ごろ、遊漁船に発見され、えい航が始められ、途中から僚船にえい航されて大分県臼杵市泊ヶ内漁港に帰った。
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 西南西、風速 約2.0m/s 海象：波高 約0.5m
その他の事項	船長は、持病があり、重い錨を持つことが困難のため、軽く小さい錨を装備していた。 本船は、平成16年10月に進水し、連結金具は就航当時のものであった。 船長は、一本釣り中、流されないように頻繁に前後進操作を行っていた。 連結金具は、船外機のケーシング内に装備されており、本インシデント後、作動部の摩耗箇所に破断が確認された。 船長は、救命胴衣を着用していた。

<p>分析</p> <p>乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析</p>	<p>不明 あり なし</p> <p>本船は、楠屋埼北西方沖において、一本釣り中、連結金具が破断したことから、船外機の前後進ができなくなり、運航不能となったものと考えられる。</p> <p>船外機は、約9年間の使用により、連結金具の作動部が摩耗したことから、同金具が破断した可能性があると考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本インシデントは、夜間、本船が、楠屋埼北西方沖において、一本釣り中、連結金具が破断したため、船外機の前後進ができなくなったことにより発生したものと考えられる。</p>
<p>参考</p>	<p>船長は、本インシデント後、携帯電話を購入し、乗船する際には所持するようにした。</p> <p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 船外機は、シフトレバーを操作した際、遊び、緩みが大きくなっていないかを点検すること。